

和光市駅南口駅前広場における景観形成方針

平成31年4月

和 光 市

目 次

	頁
序 章 和光市駅南口駅前広場の整備にあたって -----	1
1 景観づくりの目的 -----	1
2 景観づくりの考え方 -----	1
3 地域性に配慮した景観づくりの方向性 -----	1
第2章 和光市駅南口駅前広場の景観づくりの考え方 -----	2
1 和光市駅南口駅前広場からみた市街地構造と周辺状況 -----	2
2 エリア分けによる景観づくりの考え方 -----	2
第3章 和光市駅南口駅前広場の景観形成方針の構成 -----	3
第4章 和光市駅南口駅前広場の景観形成方針 -----	4
1 駅前広場共通項目（色彩・公共サイン・モニュメント・柵、照明等） -----	4
2 駅前エリア（おもてなしエリア） -----	8
3 西側エリア（広場エリア） -----	10
4 東側エリア（バスエリア） -----	11
5 緑地エリア -----	12
第5章 和光市駅南口駅前広場整備における調整 -----	13
第6章 和光市駅南口駅前広場の景観形成方針の見直し -----	13

序 章 和光市駅南口駅前広場の整備にあたって

1 景観づくりの目的

本市は平成21年12月に和光市景観計画を策定し、平成22年4月より景観行政団体となりました。策定した景観計画では、和光市駅南口駅前広場を駅前通りとともに景観重要公共施設の一部として指定をしております。

また、東武鉄道株式会社による和光市駅南口の駅ビル建設や2020年には東京オリンピックの開催が予定され、競技開場の一つである「陸上自衛隊朝霞駐屯地」から至近の和光市駅にも国内外からの観光客の増加が想定されます。

その中で、当該景観形成方針は、市の玄関口・中心拠点である和光市駅南口駅前広場を景観形成の先導地区とし、景観形成に配慮した施設整備・改修や維持管理を行うため、市民や関係団体、各施設管理者等と協働し、景観形成に取り組むことを目的とします。

2 景観づくりの考え方

今回対象となる和光市駅南口駅前広場は、施設利用における機能性・安全性のみならず、市の「玄関口」及び「中心拠点」としてにぎわいと活気をもたらすような景観形成を図り、地域の景観づくりを率先する役割を求められます。そのためにも、和光市駅南口駅前広場の整備においては、景観計画における景観づくりの目標である「**まちに愛着を抱き、誇りに感じる“都心に近い緑豊かなふるさと”景観づくり**」の実現を目指します。そして駅前広場の持つ特性や周辺のまちなみに配慮し、質の高い景観まちづくりを推進するため、これにふさわしい形態やデザインとなるよう取り組みます。

3 地域性に配慮した景観づくりの方向性

景観計画においては、和光市駅南口駅前広場を以下の地区として位置付けています。

- ①まちなみ形成 … 「にぎわいのある商業地景観」
→魅力的で活気あるまちなみ形成
- ②景観軸形成 … 「駅前通り景観軸」
→商業地から和光樹林公園に至るシンボリックな街路空間を形成
- ③景観拠点形成 … 「中心市街地景観の拠点」
→本市への玄関口及び本市全体の市街地構造の要となる中心市街地景観を形成

以上の位置付けと駅前広場という特性から、和光市駅南口駅前広場の景観づくりの方向性を

「人々が和み、人々を歓迎する、和光の魅力がわかる駅前広場」景観づくり

と定め、当該景観形成方針は上記景観づくりの方向性を具体的に検討する場合に必要なものとして取りまとめました。

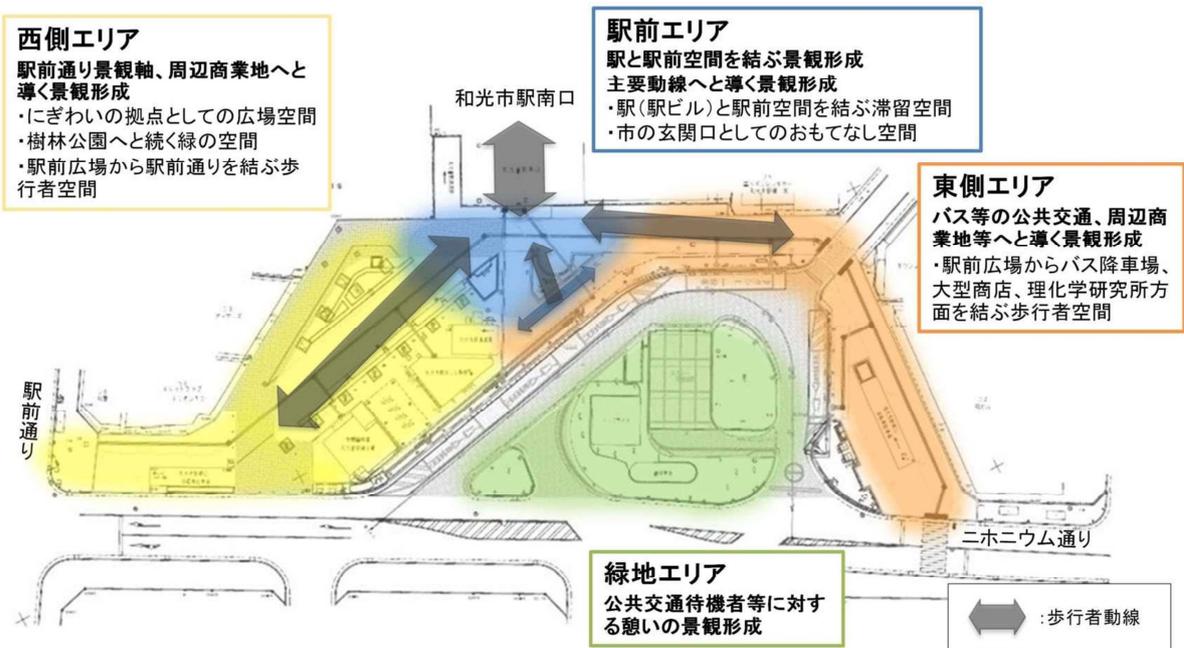
第2章 和光市駅南口駅前広場の景観づくりの考え方

1 和光市駅南口駅前広場からみた市街地構造と周辺状況

和光市駅南口駅前広場は市の玄関口として、バス等の公共交通等により住宅・公益・産業エリアに導き、徒歩により周辺商業施設等へ回遊させる拠点となっています。また、南口駅前広場の周辺道路構造上、広場の左右（東西）に信号（目的）があり、中央（南）は通り抜けができません。そのため、「駅から出た直後の景観」と「目的により左右（東西）に導く景観」の2点を検討における重要項目としました。

2 エリア分けによる景観づくりの考え方

和光市駅南口駅前広場景観づくりの方向性と、市街地構造や周辺道路状況を踏まえ、駅前広場における景観形成を「駅前エリア」、「西側エリア」、「東側エリア」、「緑地エリア」の4エリアに分け、各エリアにおける景観づくりの考え方をまとめました。また、駅方向に対しての景観についても、駅ビルを中心とした隣接商業施設と調和するよう方針をまとめました。



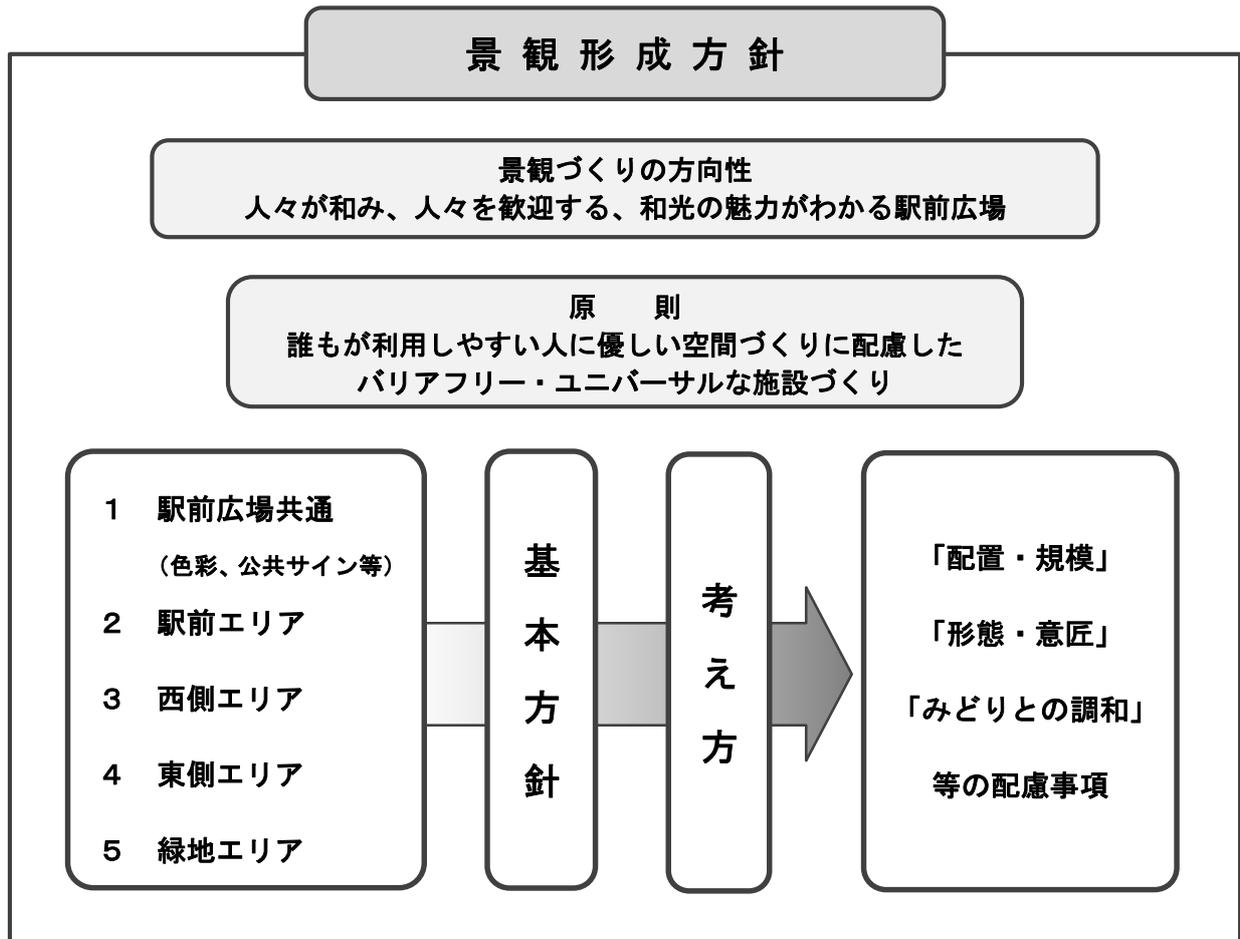
駅前エリア（平成30年 撮影）



西側エリア（平成30年 撮影）

第3章 和光市駅南口駅前広場の景観形成方針の構成

和光市駅南口駅前広場の景観形成方針は駅前広場という空間について、「誰もが利用しやすい人に優しい空間づくりに配慮したバリアフリー・ユニバーサルな施設づくりを原則」とし、「駅前広場の共通項目」として色彩や公共サイン（案内板や注意看板等）のほか、前章で提示した4エリアの景観づくりの考え方から配慮すべき項目について、「配置・規模」、「形態・意匠」、「みどりとの調和」等における基本方針をとりまとめたものです。



東側エリア（平成30年 撮影）



緑地エリア（平成30年 撮影）

第4章 和光市駅南口駅前広場の景観形成方針

駅前広場の共通項目及び各エリアの基本方針を以下に示します。

1 駅前広場共通項目（色彩・公共サイン・モニュメント・柵、照明等）

【基本方針】

和光市駅南口駅前広場周辺の駅ビルを中心とする商業地と調和した、にぎわいを創出する空間づくりに努める

【考え方】

和光市駅南口駅前広場は、駅ビルを中心とする隣接商業施設と調和した、にぎわいを創出する空間として景観形成を図ることが重要です。

また、公共サインにおいては、誰もが分かりやすい、整理された情報を提供するだけでなく、サイン自体の視認性・デザイン性も配慮することが重要です。

(1) 色彩

【配慮事項】

周辺に調和した統一性のある空間づくりに配慮する

- ・ 配色は明度・彩度を抑えた自然色・温暖色の色相を基調とし、広場の中の統一感について配慮（推奨するアクセント色はわこうっちカラーの緑とする）
- ・ 建築物の室外設備等は周辺に調和するよう配慮



参考（東松山駅前）

広場のカラーを駅舎の茶（レンガ）色で統一している。



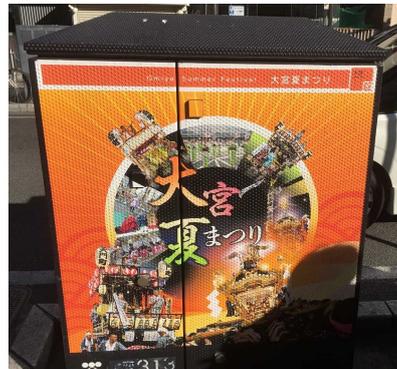
参考（本川越駅前）

駅舎の色にあわせ、モニュメント・トイレの色をグレー系で統一している。



参考（新潟駅前）

柵の色と電気設備の色を統一し、調和を図っている。



参考（大宮駅前）

時期によって電気設備にラッピングし、周辺地域との調和を図っている。

(2) 公共サイン

【配慮事項1】

機能・役割に応じた情報の整理や体系化、配置計画に配慮する

- ・市全域や周辺図、駅前広場配置図、バス停への誘導サインなど一連のサインの体系化に配慮
(標準案内用図記号は最新の JIS 規格を原則、文字書体はゴシックを原則)



参考（浦和駅前）

周辺図だけでなく、広場配置図、バスの案内図等の体系化を図っている。



参考（海浜幕張駅前）

周辺図だけでなく、方向案内、イベント案内等の体系化を図っている。

【配慮事項2】

サイン自体の視認性、誘目性に配慮する

- ・高齢者や車椅子利用者などが視認できる高さ、大きさやピクトグラム表示、多言語表示、路面表示等の表示方法などを配慮



参考（本川越駅前）

あらゆる人に視認、理解されるよう、乗車場の配置計画を図っている。



参考（川越駅内）

あらゆる人に視認、理解されるよう、トイレの配置計画を図っている。

【配慮事項3】

複数のサインがある場合は、その共架・集約化に配慮する

- ・サインの乱立を避け、共架・集約化できるものはデジタル表示など設置方法に配慮
- ・掲示板等についてはその利用ルールづくりにも配慮



参考（上野公園内）

デジタルサイネージによって、利用者が求める情報の集約を図っている。



参考（福山駅前）

電光掲示板や観光案内を一体型にして、利用者が求める情報の集約を図っている。

【配慮事項4】

周辺景観との調和に配慮する

- ・設置の場にふさわしい魅力あるデザインの形態・意匠に配慮
- ・経年変化を考慮に入れた素材の選定に配慮
- ・サイン類の設置により周辺景観が損なわれないよう、設置位置や大きさ、デザイン性を配慮



参考（東松山駅前）

広場や駅舎の雰囲気にあわせた素材（レンガ）を選定し、周辺との調和を図っている。



参考（神田駅前）

地区の特色にあったデザインにより、魅力向上を図っている。

(3) モニュメント

【配慮事項】

自然・文化的な景観資源を意識した空間づくりに配慮する

- ・モニュメントの配置は、市内の景観資源を考慮するように配慮
- ・モニュメントの乱立を避け、場合により広場内外への移設も考慮する
- ・広場内のみならず、道路等周辺からの見映えも意識した配置に配慮



参考（福山駅前）

道路や駅からもモニュメントが見えるような配置を図っている。



参考（東松山駅前）

車道からもモニュメントが見えるような配置を図っている。

(4) 柵、照明等

【配慮事項 1】

周辺景観との調和に配慮する

- ・設置の場にふさわしい魅力あるデザインの形態・意匠に配慮
- ・経年変化を考慮に入れた素材の選定に配慮
- ・照明柱を利用した共架等により、すっきりとした空間づくりに配慮（案内表示、にぎわい演出のためのフラッグ等を対象）



参考（日本橋駅前）

地区の特性を意識したデザインにより、魅力向上を図っている。



参考（和光市駅前）

フラッグ共架に対応した照明柱により、にぎわい演出も図れる。

【配慮事項2】

憩い・安らぎや魅力を感じる空間づくりに配慮する

- ・安全性を第一に光源の位置、明るさや色などを工夫し、夜の表情づくりに配慮



参考（武蔵浦和駅前）

照明柱の配置やフットランプ等で魅力的な都市空間の演出を図っている。



参考（日本橋駅前）

近未来的なデザインの照明を使い、魅力的な都市空間の演出を図っている。

2 駅前エリア（おもてなしエリア）

【基本方針】

駅と駅前空間を結び、東西の主要導線に導くおもてなしの景観形成に努める

【考え方】

駅前エリアは駅（駅ビル）と駅前広場を結ぶ空間であり、訪れた人に対してのおもてなし空間として、また、東西の主要導線に的確に導く景観形成を図ることが重要です。

【配慮事項1】

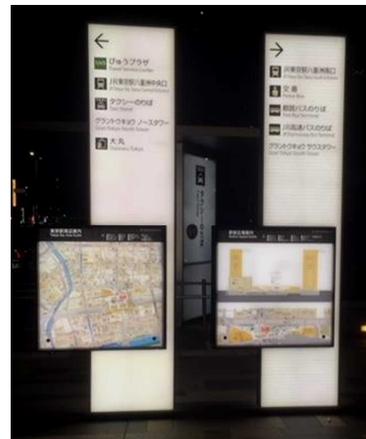
東西の主要導線を意識した空間づくりに配慮する

- ・アイストップとなる案内図等により、目的に応じた東西主要導線へと導く滞留空間となるよう配慮



参考（上尾駅前）

方向別の目的箇所を明確にした誘導サインを設置している。



参考（東京駅前）

方向別の目的箇所を明確にした誘導サインと周辺案内図を設置している。

【配慮事項2】

憩い・安らぎを感じるおもてなしの空間づくりに配慮する

- ・移動式ベンチ等により、待ち合わせの場所にもなるような憩いの滞留空間となるよう配慮



参考（横須賀中央駅前）

花壇とベンチを一体化させることによって、憩いの空間を演出している。



参考（自由が丘駅前）

移動可能なベンチにより、イベントなどにはスペースの確保が図れる。

【配慮事項3】

和光市の景観や様々な魅力をPRする空間づくり、取り組みに配慮する

- ・和光市の魅力を市内外にPRする空間になるよう配慮



参考（長岡駅前）

まちのPRとなるモニュメントを設置して、市の魅力アップを図っている。



参考（京都駅前）

モニュメントとデジタルサイネージの併設により、市の魅力をPRしている。

3 西側エリア（広場エリア） 和光樹林公園方面

【基本方針】

駅前通り景観軸及び周辺商業施設の回遊へと導く、にぎわいの中心となる景観形成に努める

【考え方】

にぎわい拠点としてイベント等を実施する広場空間を確保するとともに、和光樹林公園へと導く駅前通り景観軸として、都市型の緑化に努めるための配慮が重要です。

【配慮事項 1】

広場空間の確保に配慮する

- ・施設の適正配置に配慮
- ・可動式の部材の選定に配慮
- ・安全な歩行者空間の確保と隣接する駅ビルや商業施設の導線に配慮



参考（新潟駅前）

イベントなどに対応した広場空間（オープンスペース）を確保している。



参考（和光市駅前）

空間確保のため、抜き差し可能なポールを設置している。

【配慮事項 2】

和光樹林公園へと導くみどりの空間づくりに配慮する

- ・プランター、壁面・屋上緑化等による都市型緑化に配慮
- ・植栽計画、維持管理における住民・企業参加に配慮



参考（浦和駅前）

市民広場内施設の壁面を利用して緑化をしている。



参考（和光市駅前）

プランター内の植栽の管理は地域団体によって実施されている。

4 東側エリア（バスエリア） 理化学研究所方面

【基本方針】

バス等の公共交通及び周辺商業施設、ニホニウム通り（理化学研究所）の回遊へと導く、周囲と調和した景観形成に努める

【考え方】

バス等の公共交通に適正に導くとともに、隣接する駅ビルや商業施設と調和した歩行者空間として景観形成を図ることが重要です。

【配慮事項1】

バス等の公共交通への適正誘導に配慮する

- ・配置図と連動した誘導サインに配慮



参考（新小岩駅前）

わかりやすいバス乗場の配置図を設置している。



参考（東京駅前）

見やすいバス乗場の誘導サインを設置している。

【配慮事項2】

隣接する商業施設と調和した歩行者空間づくりに配慮する

- ・安全な歩行者空間の確保と隣接する駅ビルや商業施設、ニホニウム通りの導線に配慮



参考（日本橋駅前）

隣接する民地のスペースと一体化することによって、歩行者空間を広く確保している。



参考（和光市駅前）

市のPRポイントであるニホニウムのアピールを図っている。

5 緑地エリア

【基本方針】

和光市駅南口駅前広場及び周辺道路を利用する人に対し、みどり溢れる憩いの景観形成に努める

【考え方】

バス等の公共交通の待合者、車両で駅前に訪れる人や通過する人に、憩い・安らぎの空間として、季節感や地域環境を考慮した植栽による、みどり溢れる景観形成を図ることが重要です。

【配慮事項】

みどり溢れる空間づくりに配慮する

- ・シンボルツリーを中心とした植栽づくりに配慮
- ・季節感・地域環境にあった樹種選定など見せる緑に配慮



参考（福山駅前）

道路沿いの植栽や季節の花など、見せる緑を演出している。

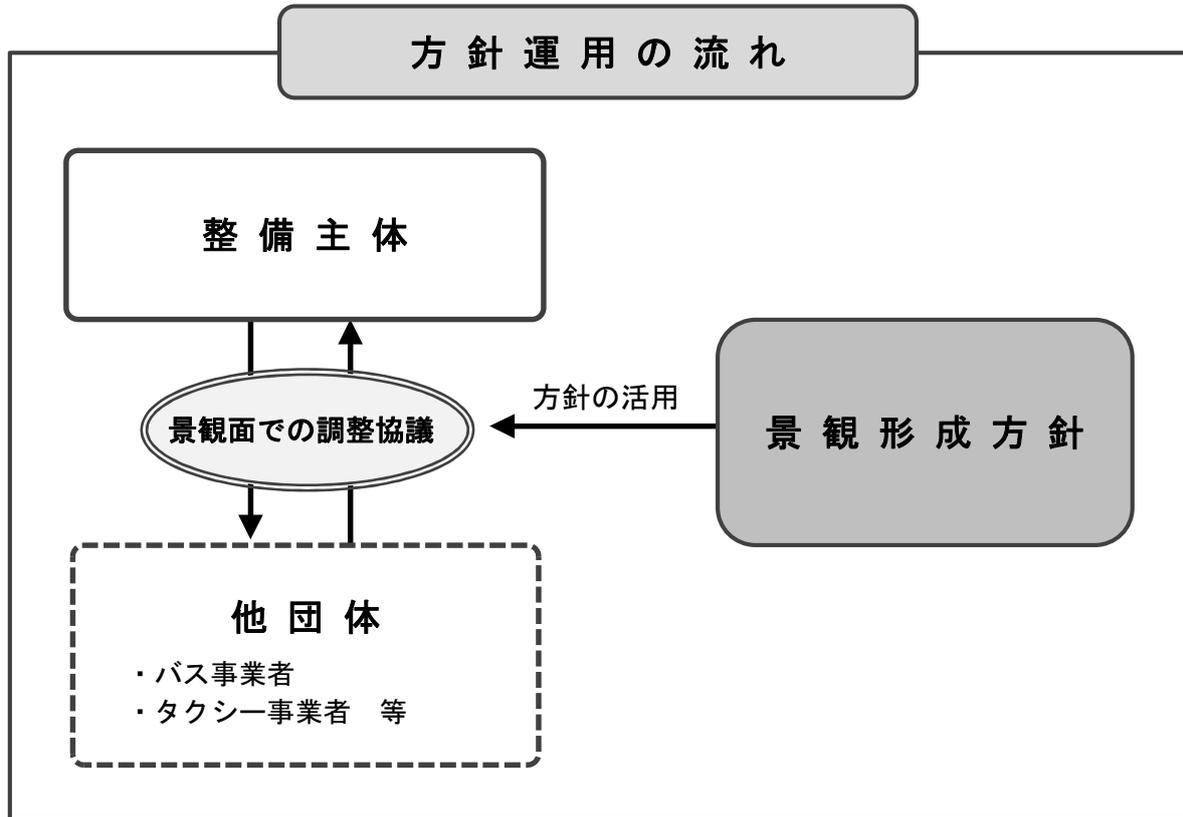


参考（池袋駅前）

モザイクカルチャーやライトアップなど、見せる緑を演出している。

第5章 和光市駅南口駅前広場整備における調整

整備主体は、南口駅前広場を整備・改修する際は、その設計・検討段階等において、周辺施設との調和をかんがみ、導線計画や景観形成方針の配慮事項に特に影響する内容の場合は、バス・タクシー等の交通事業者などの関係団体と調整のうえ、設計・検討を実施し、その調整においても、本方針を活用することが望まれます。



第6章 和光市駅南口駅前広場の景観形成方針の見直し

将来的に実施されるシェルターや地下駐輪場施設の修繕・改修工事などの駅前広場の景観に大きな影響が考えられる場合や社会情勢の変化等に対応しながら、駅前広場の良好な景観づくりを図っていくため、必要に応じて本方針の見直しを行います。